

## 位置指定道路内の法定外公共物占用許可の取り扱いについて

位置指定道路内の法定外公共物占用許可の取り扱いについて、位置指定道路は性質上、公共の用に供されている道路としてとらえる必要があるため、占用許可に伴う費用については減免することといたしました。

つきましては、令和2年3月から、上記に該当する占用料については法定外公共物占用料等免除(減額)申請書の提出により占用料が減免となるため、当該事案に該当する方につきましては、法定外公共物占用料等免除(減額)申請書の提出をお願いします。

ご不明な点等ありましたら、監理課管理登記担当までご連絡をお願いします。

《参考：固定資産税について》

位置指定道路の土地については、地目が「公衆用道路」となり、固定資産税については、不特定多数の者の通行に供されている道路として認められ、非課税扱いとなっています。